

事務所だより



労災保険・特別加入 事業主も万々に備えよう

Q. 事業主が、現場作業をしていた際に怪我をした場合、労災保険での治療や休業補償はどうなるのでしょうか？



事業主は「労働者」ではないため、労働者災害補償保険(労災)は原則として使えません。

現場作業を日常的に行う事業主や役員が労災保険を使いたい場合は労災保険に**特別加入**する必要があります。

◇労災保険・特別加入のしくみ

事業主が労災保険に特別加入するには、労災保険の事務を**労働保険事務組合**に委託しなければなりません。

商工会や民商などよく知られた事務組合を筆頭に、大阪には全部で四〇〇を超える労働保険事務組合があります。

◇西大阪労務互助会のご紹介

このたび、当事務所の正垣杉雄および正垣謙二郎が労働保険事務組合「**西大阪労務互助会**」の理事にそろって就任し、当事務所の営業とあわせて事務組合の運営にも携わることとなりました。

もし、労災保険に特別加入したい場合はどうぞ御利用ください。



天災地変と休業手当の関係

先日、大阪府下において地震が起こり、大変な一日となりました。非常事態に事業所として考えるべき事項を挙げてみました。

◆電車がストップしてしまい、一部の従業員が通勤できなかった場合

労働契約は「持参債務」と呼ばれ、労務提供のため職場に出勤する(持参する)ことは労働者の責任とされています。

通勤が困難であるからといって労務提供義務が当然に免除されるわけではなく、働けない部分については欠勤控除等の対象になります。また、会社都合ではないため休業手当を支払う必要もありません。

◆大半の従業員が通勤できず、出社した者だけでは業務が行えないためやむを得ず帰した場合

頑張って出勤した社員からすれば休業手当くらい出してほしいと思うのは理解できますが、支払う必要はないと考えられます。

休業手当は使用者の責に帰すべき事由により休業させた場合に支払義務が生じますが、休業が不可抗力によるものであるときはこの“使用者の責に帰すべき事由による”休業とはいえないからです。

◆台風上陸の前日に休業を決定したものの、実際にはさほどでもなく業務可能であった場合

休業手当の支払は、休業を決定した時期がいつであるかは問題ではなく、あくまでその日の休業が天災地変等の不可抗力による休業であったかで判断します。

従って、当日の状況を考慮すれば不可抗力による休業とはいえ、休業手当の支払い義務が生じます。



サッカーはとかくその国の国民性が現れるスポーツだと言われま
す。ゴールを狙うことを
忘れたかのようにパス
1000本を美しくつ
なぐスペインや抜群の
身体能力を持ちながら
それが集団の力として
なかなか昇華してい
ないアフリカ勢を見る
とよくわかります。

どんな局面だろうが
しぶとく勝利を積み重
ねるドイツに対して最
大限の敬意と、おそら
くはそれと同じ位のや
っかみを込めたGリネ
カーの言葉からはドイ
ツの質実剛健なスタイ
ルが滲み出ています。
今大会の日本代表は
フィジカルの不利を組
織力で補いながら素晴
らしいプレーをしたと

“サッカーはシンプルだ。
22人がボールを争い、
最後にドイツが勝つ”

思いですが、やはり詰
めが甘い。
今回同様、過去にも
リスク管理の不徹底か
らズルズルと逆転負け
を喫する光景を何度も
目にしてきました。
いつか日本もドイツ
のような本場の強さを
身につけた姿が見たい
と願いつつも、「でも
これが日本人のサッカー
だよね」と妙に納得
してしまう自分もいて
とても複雑です。